

大規模小売店舗立地法の届出について

○店舗面積1,000㎡を超える店舗を新設する場合（店舗面積1,000㎡以下の既存店舗が床面積の変更、既存建物の全部若しくは一部の用途の変更により店舗面積1,000㎡を超える場合も含む。）

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
1000㎡超の店舗の新設をしようとするとき	法第5条第1項	○	○	○	○

○届出事項の変更

上段：大規模小売店舗立地法（現行法）が施行（平成12年6月1日）されてから届出を行った店舗が、届出事項を変更しようとするとき

下段：大規模小売店舗法（旧法）の施行時（昭和49年3月1日～平成12年5月31日）に届出を行った店舗（店舗面積1,000㎡超）で、平成12年6月1日以降届出を行っていない店舗が、新たに届出事項を変更しようとするとき

〈店舗名称の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
店舗名称を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—

〈店舗所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
番地変更等（住居表示等）により所在地を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—

〈建物設置者の名称の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
建物の売買・譲渡により所有者を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	届出不要	—	—	—	—
商号を変更したとき（会社合併・分割を除く。）	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—
会社合併・分割により商号を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	届出不要	—	—	—	—
相続等により所有者を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	届出不要	—	—	—	—
婚姻等により所有者が姓を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—

〈建物設置者の所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
所在地を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—
会社合併・分割により所在地を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	届出不要	—	—	—	—
相続等による所有者の変更に伴い所在地を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	届出不要	—	—	—	—
建物の売買・譲渡等により所有者が変更し、それに伴い所在地を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	届出不要	—	—	—	—

〈小売業者の名称・住所の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—
一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき（ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件）	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—
小売業者の名称（商号等）を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—
小売業者の住所が変更になったとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—

〈建物設置者、小売業者の代表者名の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
代表者を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	届出不要	—	—	—	—

〈大型店を新設する日の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
新設する日を繰り上げるとき（ただし、都道府県が「意見なし」とした場合を除く。）	法第6条第2項	○	○※	○	○
	—	—	—	—	—

※県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈店舗面積の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
店舗面積の増加分が、届出済面積の1割、若しくは1,000㎡を超えるとき	法第6条第2項	○	○※2	○	○
店舗面積を増加させるとき	法附則第5条第1項	○	○※2	○	○
店舗面積の減少であって、減少後の店舗面積が1,000㎡を超えるとき	届出不要	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○※1	○※2	○	○
店舗面積の減少であって、減少後の店舗面積が1,000㎡以下となるとき	法第6条第5項	×	×	×	×
	法第6条第5項項	×	×	×	×

※1 県が認めれば、ただちに実施できます。

※2 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈付属施設の位置の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき（現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡幅する場合は除く。）	法第6条第2項	○※1	○※2	○	○
	法附則第5条第1項	○※1	○※2	○	○
現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条第2項	○※1	○※2	○	○
	法附則第5条第1項	○※1	○※2	○	○
現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条第2項	○※1	○※2	○	○
	法附則第5条第1項	○※1	○※2	○	○
現在の廃棄物保管施設と全く異なる場所に廃棄物保管施設を設置するとき	法第6条第2項	○※1	○※2	○	○
	法附則第5条第1項	○※1	○※2	○	○

※1 県が認めれば、ただちに実施できます。

※2 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場、駐輪場の収容台数の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
収容台数を減少させるとき（借り上げ駐車場等の解約による減少も含む。）	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
小売店舗と併設施設（例：飲食店等）が駐車（輪）場を共用しており、併設施設を増設することによって、小売店舗来客者のための駐車（輪）場収容台数が減少する場合	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
収容台数を増加させるとき	届出不要	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき施設の面積の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
面積を減少させるとき	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
面積を増加させるとき	届出不要	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈廃棄物保管施設の容量の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
容量を減少させるとき	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
容量を増加させるとき	届出不要	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈開店時刻の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
開店時刻を繰り上げるとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
開店時刻を繰り上げる又は繰り下げるとき	法附則第5条第1項	×	○※	○	○
閉店時刻を繰り下げるとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
閉店時刻を繰り下げるとは繰り上げるとき	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
店舗への来客者の利用可能な時間帯を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の数の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
数を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の位置の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
位置を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
時間帯を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
時間帯を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈大型店の廃止〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
大型店を廃止するとき（店舗面積1,000㎡以下に含む。）	法第6条第5項	×	×	×	×
	法第6条第5項	×	×	×	×